

貸借対照表の複合的機能と活用に関する統論

中 井 稔

はじめに

拙稿「貸借対照表の複合的な機能とその活用について」『経済論叢』178巻1号，1-15ページにおいて貸借対照表の複合的な機能に関して概観したが（以下，前稿という），今日の企業会計のフレームは企業のゴーイング・コンサンを大前提として構築されている。しかし，現実の問題としては，10年先までその存続性を確信できる企業は僅か一握りであるといっても過言ではないであろう¹⁾。

本稿では，企業の存続を前提とした貸借対照表の記載価額と解散した場合の価値測定の問題について，さまざまな角度から考察を行うものである。また，企業における債務保証損失引当金と求償権の評価の問題を併せて解析し，もって企業価値が有する二面性に焦点を当てるものである。

I 企業の解散と価値測定の意義と限界

1 企業解散と正味価値の測定

貸借対照表の作成は前稿で触れたとおり，歴史的にみれば財産目録から誘導され，その主たる目的は当該企業の正味財産に関する情報を提供することによって債権者の保護を図るものであったとされている。のみならず，企業の出資者が現在の事業活動より別の事業活動が有利と判断して，現在の事業から撤退して投下資金を別の事業に振り向ける場合に，どの程度の額が振り向け可能

1) 我が国の企業数280万社に対し確信もてる社数を4400社（資本金10億円超）とすれば0.2%である（財務省『財政金融統計月報』660号，98ページ）。

かを具体的に把握する上で有意義であるとされている²⁾。

この場合、正味財産＝資産－負債として算出され、資産額については客観性と現在性が要求され負債額については実在性と網羅性が要求されるが、資産の評価は客観的な売却価値を基準とすることになる³⁾。

このような思考は、今日、ある企業が内部の特定部門から撤退して投下資金を他の部門に振り向ける場合に普遍的に用いられるものであり、依然として存在価値を喪失していないと評価される。但し、企業内部の部門振り換えの場合には後述する強制換価は回避されマイルドな形で実行されることに留意を要しよう。

2 売却価値基準に内在する問題点

客観的な売却価値基準については、二つの異なったものを考え得るとされ、その一つは通常の経営過程における売却価額であり、今一つは強制的な換価処分を行った場合の売却価額である⁴⁾。このことは棚卸資産や固定資産として拘束されている額を自由選択性資金に交換する行為と解することもできる⁵⁾。他方、負債については、残存期間の如何に拘らず要弁済額を指すことはいうまでもない。

この売却価値基準について、万代勝信教授は、現実の企業においてその妥当性を疑問視して次のように述べている、すなわち「多額の固定資産を抱える現実の企業において、業種の転換を伴うような選択の自由は基本的になく、また、固定資産の種類によっては取引市場の有無により直ちに換金することが不可能な場合も少なくない」とする⁶⁾。

飯野、前掲書(9-17ページ)には、「シュフラー(Scheffler)が“使用価値

2) このことが、1861年普通ドイツ商法が貸借対照表に求めている財産状態を全て売却価額で表示すべきとする主旨であり、1873年ドイツ帝国商事裁判所判決の論旨であるとされている。この点につき万代勝信『現代会計の本質と機能』森山書店、2000年、38-39ページを参照。

3) 飯野利夫『資金的損益貸借対照表の軌跡』国元書房、1979年、108-115ページ。

4) 同上書、111ページ。

5) 森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、1979年、58-62ページ。

6) 万代、前掲書、41ページ。

による財産評価”を提唱したことに端を発してこれが動態論に繋がった」とされている。この20世紀初頭のシュフラー学説が対象とした鉄道会社については多額の固定資産を擁しかつその固定資産は実際に換価不能のものが大部分を占めることは確かである。しかし、ドイツに限らず鉄道事業は国策と密接に関連する公共性の強い事業であり、一般論の対象としては些かどうかと思われる。

いずれにせよ客観的な売却価値基準は、飯野利夫教授の指摘されるとおり、通常の経営過程における売却価額と強制的な換価処分による売却価額とは著しく異なるのであり、特に後者の場合には取引市場の形成度合いによってはゼロ評価と成ることも十分に予想されるのであり、前稿(9-15ページ)にて詳述したとおりである。

3 通常の経営過程における売却価額の測定

前稿(8ページ)にて触れたように、今日の決算貸借対照表は、企業の存続(ゴーイング・コンサン)を前提に作成され、これは上記の動態論の流れを汲むものであり、開業費、創業費、試験研究費、暖簾、繰延税金資産など無形固定資産の中心をなすものは今後数年間に亘り費用化される項目である。

しかし、ここで一つの障害に遭遇する。それはすなわち、決算貸借対照表が企業の存続を前提として作成されるとすれば、当該企業の関係者は何を指標に企業の存続性を識別するかの問題である。本来、企業の安全性・存続性を識別する最も有力な情報・資料は決算貸借対照表である筈であるからである。

いうまでもなく、企業の存続性を阻却するのはデフォルト・リスクの顕在化であり、それを予測する技法としては「貸借対照表に基づく古典的指標」が挙げられるが⁷⁾、この分析の前提は資産・負債の評価が適正に行われ表示されていることである。この点につき、斎藤静樹教授は、「資産や負債の評価だけなら、財産目録を開示したほうがよい」と述べているが⁸⁾、企業のデフォルト・

7) 桜井久勝『財務諸表分析(第2版)』中央経済社、2004年、181-188ページ。

8) 斎藤静樹『企業会計とディスクロージャ(第3版)』東京大学出版会、2006年、45ページ。

リスクを測定する上では伝統的な資金繰り表と財産目録に準じた指標の必要性が浮上する可能性が大であると考えられる。

さらに、我が国の企業倒産の事例からは、簿外に計上された債務保証の履行が問題となり、企業破綻に至った事例も屢々みられるところである（この点について昭和60年度の三光汽船を取り上げて後述する）。このことは偶発的な損失発生ではなく、当初から相当程度の危険が介在したと認識すべきである。なぜなら、一般に、金融機関は親会社などに債務保証を求めるのは、当該債務者に通常の度合いを超えて貸倒れリスクが存するとみるからであり、債務保証に応じた親会社などは当初から通常の度合いを超えてリスクを負ったものと認識すべきであるからである。

II 動態的会計論と貸借対照表の役割

1 収益計上基準と資産項目

今日、収益計上の基準は、発生主義・実現主義を公準とするのが主流であり、収益（売上高）の計上時期から金銭回収に至るまでの間において会計年度を跨ぐ場合には貸借対照表に売掛金など経過勘定が計上されることになる。

この経過勘定は近い将来に金銭が収受されるべき請求権を表するものであり、販売基準を旨とする実現主義の上で貸借対照表能力を有するとみることは妥当である。

他方、主として建築業における長期請負工事の収益計上基準として工事完成基準のほか工事進行基準もまた認められており、後者の場合には「工事未収金」が貸借対照表能力を有することになるが、これには疑問がある。

造船業や建築業においては、昨今の技術進歩によって工期が著しく合理化されており、着工から完工までに1年を超えるというだけで工事進行基準を適用すべきでない。すなわち、ダム建設やトンネル工事のような大型土木工事等は例外として認め、通常のビルなどの建設工事は工事完成基準で統一すべきであろう⁹⁾。

9) 同旨として、中村忠『新版 財務会計論』白桃書房、1997年、135-137ページを参照。

同時に工事進行基準による「工事未収金」は売掛金などと同様の経過勘定とみることが出来ないと考えられる。なぜなら、後者は財貨が既に相手方に引渡され、対価としての請求権が発生しているのに対し、後者は工事が完成し当初の請負契約の履行がなされない限り請求権が発生しないからである¹⁰⁾。

このように、貸借対照表に計上される経過勘定は、原則として企業の活動成果として見込まれる将来のキャッシュ・フローに直結するものであるが、厳密に解すれば法的に請求権が既に生じている項目と或る一定の条件を充足しない限り請求権が生じない項目に分かれることに留意を要すると思われる。

2 資産の公正価値による評価について

資産の公正価値について、SFAC 第7号によれば、企業の清算による売却または強制換価以外で当事者間の交換取引において合意される価格と解されている。この場合、資産の買い手は、取引の対象となる資産を最も高度かつ最善の利用に投入すること、潜在的キャッシュ・フローを取巻く対象の条件および不確実性に関する合理的な情報を獲得することができることが前提とされている¹¹⁾。

ここで予測の不確実性について触れてみると、物理学者ハイゼンベルグは「不確定原理 (Uncertainty principle)」を提唱しているが、それは「粒子の位置と運動量とは相補的に変化し両者を正確に測定することは不能」とするものである。すなわち、運動する粒子の速度を測定するには、A点を通過する瞬間とB点を通過する瞬間との時間差を計測すれば、両点の間隔（距離）を除ることによって判明する。しかし、正確に計測するにはA点とB点との間隔を広く取るべきであるが、広く取ると両点の間で相補的な干渉により運動方向にズレが生ずる。逆にズレを少なくするには両点の間隔を狭くすべきだが、間隔が

10) もっとも工事の進捗状況に着目し不確実性が解消されつつあるとして発生主義の観点からは認めるものとして、斎藤静樹『財務会計（4版）』有斐閣、2004年、97-100ページを参照。

11) この点につき、浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年、159-164ページを参照。

狭いと瞬間を捉える計測が難しく誤差が生ずるとされている¹²⁾。

この事理は、資産の公正価値測定にも当てはまる。すなわち、キャッシュ・フロー測定 of 始期 (A点) と終期 (B点) との間に10年程度の期間を設定しないと一定の成果が望めない。しかし、始期から1~2年の予測の場合とはともかく、10年間の毎年度キャッシュ・フローを相応の精度をもって予測することは困難が伴い、終期に至るまでの毎年度キャッシュ・フローは数値をトレンドで置くしかない。したがって、不確実性に関する合理的な情報を獲得できることが前提であるとしても、トレンドに遷移が生ずると終期に至るまでの毎年度キャッシュ・フローは経済的にみて無意味となるのである。

それゆえに、資産の公正価値を将来のキャッシュ・フローに依拠して測定することは不確実性によるブレとトレンド遷移のリスクを内包することになる。

3 有形固定資産の公正価値と減損処理

企業会計審議会は、会計ビックバンの一環として、平成14年8月に「固定資産の減損に係る会計基準」を制定し貸借対照表に有形固定資産の適正な価額が計上されることを求めている。この場合、有形固定資産の公正価値を測定する場合には、始期から終期の間の毎年度キャッシュ・フローを測定することもさりながら、さらに重要なのは終期における残価の測定であり、これは終期のキャッシュ・フローの額を割引率で除する収益還元法を採用するのが一般的である¹³⁾。

我が国では、有形固定資産とくに土地について固定資産税の課税標準額を0.7で割り戻した数値に修正を施した価額をもって適正な時価とみるのが一般的である¹⁴⁾。ちなみに固定資産税の課税標準額は公示価格を7割程度アスカウ

12) <http://kamakura.ryoma.co.jp/aoki/paradigm/Uncertainty-principle>。なお、都築卓司『不確定原理』講談社、2002年、169-170ページには「量子力学にて因果関係が成立するには、①全ての粒子の初期条件(ある時点の位置と運動量)が判明しており、②粒子間の衝突(特定の粒子に別の粒子を当て測定)のもようが正確に把握できることが前提であるが、不確定性原理によると①②ともに確率的にしか判明されない」旨が述べられている。

13) 中井稔「会計情報と不確実性に関する考察」『企業会計』58巻7号、90ページ。

14) 同上書、93ページの注16を参照。

ントしたものとされる。

これに関連して納税者が「平成9年1月1日現在で東京都が定めた土地の課税標準額が収益還元額に比べ2倍程度割高であるとして取消を求めた事案」において、最高裁平成18年7月7日第二小法廷判決（平成15年（行コ）30号）は、この請求を是認した原審・東京高裁平成14年10月29日判決を違法として破棄している。その理由としては、「固定資産税の課税標準とされる土地の適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値と解される¹⁵⁾。この価格を、その年度において土地から得られる収益を基準に資本還元して導き出される価格を言うものと解すべき根拠がなく、一般に、土地の取引価格は、収益を基準に資本還元して導き出される価格以下にとどまるものでなければ正常な条件の下に成立したものとはいえないと認めることもできない」旨を述べている。

しかし、土地の取引価格は売り手と買い手との交渉で決定されるが、新たに所有する買い手の使用価値に対する評価もまた重要な要素と成り得るから、収益を基準とする資本還元価格もまた相応に尊重されるべきであると考ええる。

4 貸借対照表に記載されるべき資産価額

企業会計において、「発生主義会計のエッセンスはキャッシュ・フロー配分計算である」とされるが¹⁶⁾、これによれば当年度の損益に反映しない残渣項目は貸借対照表に記載されることになり、当該残渣項目を将来に亘って資産から段階的に引き落すことになる。これは企業の事業活動に直截的に関与している有形固定資産について将来の経済的劣化に備え段階的に償却するのと結果的には同じであり、何れの項目も秩序をもって資産から引き落すことになる。これらの処理は将来の所定の期間に亘って企業が存続することを前提としている。逆に企業の解散を前提とすると資産項目を段階的に引き落す必要はなく、専ら

15) 最高裁平成15年6月26日第一小法廷判決：民集57巻6号723ページを参照。

16) 斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社、2003年、352ページ。

解散の時点で換価可能額を適正に見積ることが求められる。

そうすると、有形固定資産の貸借対照表計上額として取得原価ではなく公正価値を適用すべきとする会計基準はどの様に理解すればよいのであろうか。

減損会計に関する米国基準（SFAS 第121号）について、伊藤邦雄教授は、「一度投下された投資額について将来の損益計算で損失がでることが判明したなら、その資産の投資は失敗とし、それでも尚、その資産を継続して保有する場合は、それは新しい資産取得の意思決定に相当するから、当該意思決定がなされた時点における購入価額に評価替えをするのが合理的である」旨を述べている¹⁷⁾。この考え方によれば資産の新しい購入価額の算定は容易であるから、投資に失敗した資産を処分してどの程度の換価額となるかをみるべきであろう。この場合、失敗した資産の換価額は暗黙のうちにマイルドな処分を前提とすることになる。これは、前述の第I-2章で指摘した「通常の経営過程」や第II-3章で指摘した「正常な条件の下に成立する取引価格」と同義とみるべきであり、清算や強制換価のようなラジカルな処分を前提とするものではないと解される¹⁸⁾。

今日の我が国の減損会計では主として未稼働資産を対象とする¹⁹⁾。そして、大規模企業の場合には投下資金の効率性追求の一貫として内部間の振り換えとみることは可能であるが、小規模企業において主たる投資が失敗に終わった場合には、当該企業は破綻に瀕し解散を迫られることになりかねないと思われる。

したがって、監査法人が企業の存続性を判定するに際して、たとえば、失敗とみられる投資の影響などを考慮して、資産と負債を保守的に評価した“財産目録”によって検証し、その結果を監査調書に残すべきであると考えられる²⁰⁾。

17) 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門（5版）』日経新聞社、平成17年、334ページ。

18) バブル崩壊後の担保資産処分が急がれた平成9年以降のバルクセール市場では、買い手（主として外資系ファンド）は簿価の5%程度で購入した。これは市場取引であっても、売り手・買い手の力関係に歪みが生ずると強制換価と同様の結果となることを示唆している。

19) 我が国の減損会計の現状では休止した工場跡地など未稼働資産を対象とするものに過ぎないと解されるが（斎藤昇「減損会計における留意点」『企業会計』58巻3号、35ページ）、この点は従前からの会計処理でも適切に損切りされ資産から除外されてきた。

20) 監査基準委員会報告書22号（中間報告：平成14年7月29日日本公認会計士協会）『継続企業ノ

III 債務保証と求償権の評価

1 債務保証損失引当金の意義

既に第I-3章にて触れたように、企業が子会社など親密先の資金調達に際して債務保証に当っており当該親密先が業績不振に陥り保証履行が必然とみられる事態が生じたときには債務保証損失引当金を計上すべきことになる²¹⁾。

この場合、貸借対照表の負債の部に当該引当金が計上されるが、資産の部には本来であれば「求償権の評価額」が計上され、この評価額と引当金の繰入額との差額が計上年度の損失となるが、いうまでもなく評価額の査定は多くの場合ゼロとなることも十分に考えられるものの、これらの事柄は通常では意識されることがないと思われる。

しかし、債務保証に当たる以上は、簿外であっても潜在的な求償権の評価について意を用いるべきである。ちなみに金融機関の場合には、債務保証額は「支払承諾」として負債に計上し、対照勘定として潜在的な求償権を「支払承諾見返」として資産に計上している。さらに必要に応じ「支払承諾見返」を対象に根抵当権などが設定される場合がある。

翻って、企業が子会社など親密先の資金調達に際して債務保証を行った場合、金融機関は当該債務者に対して根抵当権の設定などを求める場合が多々存するのであり、若し親会社などが保証を履行したときには当該根抵当権が移転して

、の前提に関する監査人の検討」1-4ページでは会計監査に先立ち企業存続の可能性について検証すべき旨を定めているが、現実には、監査法人は当該企業の最高経営責任者との面接を重視する程度であり客観的に検証したとは思われない。むしろ監査調書に“財産目録”が残されていれば、仮に清算や破産に移行した場合には清算人や管財人にとって有益である。

21) 債務保証損失引当金に関するものとして、平井克彦『新版 引当金会計論』白桃書房、平成7年、164-167ページ及び217-222ページ。松本敏史「債務保証損失引当金と債務保証引当金」『同志社商学』56巻2・3・4号、242ページ。なお、商行為として保証に当たる場合は連帯保証となるのが通常である。これは連帯債務（民法432条）と法的効果は同じであるが、連帯債務は主たる債務者と従たる債務者を決めて、主たる債務者の貸借対照表には負債に計上され、従たる債務者の貸借対照表には簿外に注記される。この処理からは、連帯保証の場合も潜在的な負債が存在し、その見返りとして潜在的な求償権が認識されるから、債務保証損失引当金は潜在的な求償権の評価性引当金と解するべきである。

これが具体的な求償権として顕在化することになる。

2 具体的な事例と求償権の評価

前述のとおり、昭和60年3月期に三光汽船株式会社は、流動負債の部に債務保証損失引当金として150億円を計上している。この重要な会計方針について同社第83期有価証券報告書の脚注（同26ページ）には、「保証債務にかかわる損失に備えるため、当社の損失予想額を計上している」旨が記載されている。この後まもなく、同社は会社更生法適用を東京地裁に申立て事実上倒産するに至っている²²⁾。この背景としては、三光汽船が撒積運搬船を連続建造する資金手当てとして第三者公募増資を行った。この際、引き受けに応じた一部の相手先が払込資金を外部調達するに当り三光汽船が債務保証を行ったことによるものである。この引当金の計上は、自らの増資払込資金の保証に増資依頼者が当たるといった不自然・不合理な行為の是正を図るものであり、昭和監査法人の矜持を正す強い姿勢が窺えるものである。

この事例における求償権は、当該債務者には「三光汽船株式」の他にはみるべきものがなく、三光汽船が債務超過に陥って同株式が紙屑になるとゼロとしか評価できないのである。確かに本事例は、極端なケースであることは否定できないが現実に生じた事象であることは銘記されるべきである。

このように、企業が破綻した場合には、帳簿内の数値か簿外の数値かを問わず、常日頃想定されない資産・負債の評価を要することになり、“ゴーイング・コンサンを前提とする”との命題に依拠して、当該企業の存続可能性の検証を等閑にすべきではないと考えられる。

22) 三光汽船の倒産に触れるものとして、星野岳雄 = A・カシヤップ、鰐淵賢訳『日本金融システム進化論』日経新聞社、平成18年、222-224ページ参照。なお同書が、三光汽船は、小型タンカーを建造したとするが6万トン級のバナマックス・バルカーの誤りであろう。

IV 企業の将来のキャッシュ・フローと存続性

1 企業価値と将来のキャッシュ・フローの測定

今日の会計理論では、「企業の株式価値は将来発生するキャッシュ・フローの割引現在価値によって規定される」とみるのが一般的であり²³⁾、当年度の損益は、前述第Ⅱ-4章で指摘したとおり、キャッシュ・フローの配分計算から誘導されると解されている。この将来発生するキャッシュ・フローは様々なプロジェクトに起因する個別キャッシュ・フローの総和であるが、予測の不確実性の下では、あるトレンドを前提として所定の幅をもってしか推測できないと思われる。前述の「不確定原理」も量子の位置と運動量の関係を不等式の範囲で捉えており、「不確実性に関する合理的な情報を獲得する」とか「合理的に見積る」との抽象論を提示するだけでは解決できない命題である。

さらに、このキャッシュ・フローの配分と当年度の損益の重視は、既に述べたように、貸借対照表の内容とその検証について副次的なものに押し込める懸念なしとしない。そして抽象論に依拠するキャッシュ・フロー分析からは、企業の存続性を検証する手掛りを見出せないことは確かである。

2 企業の存続性とその検証について

企業収益のトレンドに遷移が生ずると、その存続性に重大な支障が生ずることになるが、企業経営者は、“企業の存続性”に最大の関心を払っていることは疑いもないが、実際に収益変調の兆しがあっても、これを客観的に認識し直ちに抜本策を講ずることに躊躇するのが通常である。これは企業経営者の存続性に対する強い願望が却って妨げとなって、客観的事実が看過され都合の良い希望的観測が選択されがちなのである。このことは経営責任者の保身とか倫理性の問題というよりは“安易に流れる”という本能的な性向に根差すものであろう。

23) 中井, 前掲書, 88ページ。

したがって、第Ⅱ-4章にて触れたように、監査法人が企業存続性の評価に当って最高経営責任者との面談に重きをおくことは望ましいことではない。このことは倒産した企業において違法配当や粉飾決算が問題となった場合、最高経営責任者は“私利私欲のためではなく会社の生き残りのために行った”との弁明によって相応の同情を受けるのが一般的である²⁴⁾。しかし、会社の生き残りの為という名分を掲げることで自体が図利行為の隠れ蓑といえなくはないのである。

これらを踏まえると、既に述べた“財産目録”的な貸借対照表の作成により、将来の不確実な期待を捨象して、解散を前提に現在の債務を一掃した上で、株主に分配可能な純財産がどの程度になるかを検証すべきであると思われる。そして、このような作業が監査法人の主導の下で行われることは粉飾決算防止の一助となると思われる。

ま と め

当初の貸借対照表は、既に述べたように財産目録から誘導され、企業の解散時における債権者の保護を図ると共に、企業の出資者が投下資金を別の事業への振り換えを企図する場合に有効な資料と成り得るものであった。このことは企業が経営資源の有効配分を図る上で今も脈々と活用されている方策と言えよう²⁵⁾。

しかし、動態論を契機とする今日の会計理論の下では、貸借対照表の機能は企業のゴーイング・コンサンを前提として、当年度の損益はキャッシュ・フローの配分計算から誘導されるとの思考によって、当年度の損益に反映しない残渣項目の計上が大きなウエートを占めるに至っている。このことは、企業の存続性の判定を不明確なものとし相対的に粉飾決算を容易にするといった弊害を招くように思われる。

24) 櫻井通晴「カネボウの粉飾決算とエンロン事件から学ぶもの」『企業会計』59巻2号、4ページ。

25) 中井、前掲書、90ページ。

このような認識に基づき、監査法人は企業の存続性を検証すべく“財産目録”的な貸借対照表の作成に意を用いるべきである。これは決して復古主義ではなく貸借対照表の複合的な機能に着目するものである。すなわち、企業の存続を前提とする動的な貸借対照表と解散を前提としマイルドな資産換価によって企業価値を図る貸借対照表とは何れも会計的思考として有効であり、関係者に対する情報提供として並存させるべき価値があるものと考えられるのである。